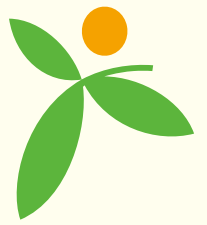


みや わか

市議会だより



2月定例会・3月臨時会

新しい議会組織が決定	2
令和8年度暫定予算など	3
委員会構成	4~5
審議結果及び賛否の分かれた議案	6~7
委員会報告・市長報告	8~9
一般質問	10~11
編集後記、まちの話題	12



新しい議会の組織が決定しました

我々は全力を
尽くします！

任期満了に伴う市議会

議員選挙は3月15日に行われ、新しい議員が決まりました。

また、市議会議員選挙後、初の議会が3月26・27日に行われ、正副議長及び各常任委員会などの新たな議会構成が決まりました。



議長

かわぐち
川口

まこと
誠

就任あいさつ

市民の皆様には、平素より、格段のご理解とご協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。去る3月26日に開催しました臨時会におきまして、議長に2度目のご推挙をいただき、身に余る光栄を感じつつも、同時にその責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

本議会といたしましたしても、市民の皆様の声を市政に十分反映させ、誰もが宮若市に住んで良かったと思えるまちづくりの推進のため、なお一層の努力をして参る所存です。

私も議長として、市議会の運営が公平かつ円滑に行われますよう誠心誠意努めて参りますので、今後の更なるご理解とご協力を節にお願いたします。



副議長

ゆげた
弓削田

たかし
敬

この度、ご推挙により副議長の要職に就任させていただきましたことは、誠に身に余る光栄であると感じるとともに、川口議長を補佐し、市政の推進と議会の公正かつ円滑な運営のために全力を尽くす覚悟でございます。

市民の皆様のニーズが多様化する中、議会の責任と役割はこれまで以上に大きなものと感じております。これまで以上に、市民の皆様信頼される議会をめざして努力して参る所存でございます。

何卒、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年度 暫定予算決まる

概ね6月までに必要となる義務的経費（人件費、扶助費）や施設の維持管理費を中心として編成されています。

全会計 全会一致で可決

会計	予算額
一般会計	59億8,151万7千円
国民健康保険特別会計	7億5,762万9千円
後期高齢者医療特別会計	1億6,257万7千円
吉川財産区特別会計	73万8千円
下水道事業会計(収益的収入)	8,095万9千円
下水道事業会計(収益的支出)	5,621万円8千円
下水道事業会計(資本的収入)	2億5,700万円
下水道事業会計(資本的支出)	2億7,863万6千円
簡易水道事業会計(収益的収入)	2,091万円
簡易水道事業会計(収益的支出)	2,003万9千円
水道事業会計(収益的収入)	1億1,656万4千円
水道事業会計(収益的支出)	9,739万1千円
水道事業会計(資本的収入)	60万円
水道事業会計(資本的支出)	694万3千円

【暫定予算とは】 本予算が成立するまでの仮の措置として編成されるもので、当面の必要な経費を主体とし、本予算が成立するとその効力を失い、本予算に吸収されます。

令和7年度一般会計補正予算(第5号、第6号)及び各特別会計補正予算

今回の補正は、事業費の確定等に伴う不用額の減額、飼料高騰対策事業補助金、振興券発行事業補助金、機械・器具購入費等の追加を行うものです。主な補正内容は、表のとおりとなっています。

全会計 全会一致で可決

会計	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	222億8,718万円	△3億924万1千円	219億7,793万9千円
国民健康保険特別会計	32億5,413万8千円	9,816万6千円	33億5,230万4千円
後期高齢者医療特別会計	5億8,180万4千円	1,700万円	5億9,880万4千円
下水道事業会計(収益的収入)	4億7,814万5千円	18万円	4億7,832万5千円
下水道事業会計(収益的支出)	4億7,279万8千円	153万2千円	4億7,433万円
下水道事業会計(資本的収入)	6億4,748万2千円	△1億837万4千円	5億3,910万8千円
下水道事業会計(資本的支出)	8億4,146万6千円	△1億3,612万3千円	7億534万3千円

主な補正内容

費目	金額	内容
畜産業費	400万円	飼料価格高騰の影響が大きい畜産事業者を支援するための飼料高騰対策事業補助金の追加
商工振興費	4,556万4千円	地域経済の活性化と生活者支援を行うための振興券発行事業補助金の追加
教育振興費	5,952万9千円	教員用の端末を更新するための機械・器具購入費の追加

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の方を適任とすることに決定しました。

長野 美津子氏(新任)

宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

次の方を選任することに承認しました。

首藤 正輝氏(新任)

宮若市教育委員会委員の任命について

次の方を任命することに同意しました。

近藤 大氏(再任)
八尋 真耶氏(新任)

委員会構成

議会運営委員会

●円滑な議会の運営を期すために、議会運営全般について協議し、意見調整の場として設置された委員会です。

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
山元 秀一	竜口 浩一郎	安河 英幸	弓削 敬	染矢 正次	松尾 竜彦	松岡 史倫



直方・鞍手広域市町村圏 事務組合議会議員

●直方市、宮若市、鞍手町、小竹町で構成している事務組合で、休日等急患センターに関する事務などを行っています。

川口 誠	弓削 敬
------	------

宮若市外二町じん芥処理 施設組合議会議員

●宮若市、鞍手町、小竹町で構成している事務組合で、ごみ処理に関する事務を行っています。

川口 誠	遠藤 大祥
------	-------

福岡県介護保険広域連合議会 議員

●広域連合議会にて条例や予算等を審議し決定します。

弓削 敬

総務委員会



委員	委員	委員	副委員長	委員長
弓削田	清水	谷口	竜口	安河
敬	健太郎	重隆	浩一郎	英幸

〈所管〉

総務課
デジタル戦略課
管財課
市民課
税金収納課
市民窓口課
秘書政策課
財政課
まちづくり推進課
会計課
監査事務局

教育民生委員会



委員	委員	委員	副委員長	委員長
遠藤	藤春	神谷	松尾	染矢
大祥	優二	芳之	竜彦	正次

〈所管〉

こども家庭課
健康福祉課
保護人權課
環境保全課
学校教育課
社会教育課

産業建設委員会



委員	委員	委員	副委員長	委員長
舌間	浅尾	神谷	松岡	山元
正治	加奈子	喜久雄	史倫	秀一

〈所管〉

産業観光課
農政課
土地対策課
建築都市課
土木建設課
下水道課
水道課
農業委員会事務局

審 議 結 果 報 告

2 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任と決定
承認第 1 号	宮若市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について	原案承認
議案第 1 号	宮若市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 2 号	宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 号	令和 7 年度宮若市一般会計補正予算 (第 5 号) について	原案可決
議案第 4 号	令和 7 年度宮若市一般会計補正予算 (第 6 号) について	原案可決
議案第 5 号	令和 7 年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決
議案第 6 号	令和 7 年度宮若市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決
議案第 7 号	令和 7 年度宮若市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決
議案第 8 号	令和 8 年度宮若市一般会計暫定予算について	原案可決
議案第 9 号	令和 8 年度宮若市国民健康保険特別会計暫定予算について	原案可決
議案第 10 号	令和 8 年度宮若市後期高齢者医療特別会計暫定予算について	原案可決
議案第 11 号	令和 8 年度宮若市吉川財産区特別会計暫定予算について	原案可決
議案第 12 号	令和 8 年度宮若市下水道事業会計暫定予算について	原案可決
議案第 13 号	令和 8 年度宮若市簡易水道事業会計暫定予算について	原案可決
議案第 14 号	令和 8 年度宮若市水道事業会計暫定予算について	原案可決
議員提出議案 第 1 号	宮若市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	否 決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	13	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	寶部 勝
議案													
宮若市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について※1	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×

議員提出議案第1号 宮若市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について【否決】

※1 賛成討論（藤春 優二議員）

厳しい財政に直面する市民に対し議会が自ら身を切る覚悟を示すことが市民の信頼を得るための第一歩であると思う。この削減は歳出削減だけが目的ではなく、このタイミングで定数に向き合うことこそ、議会が自ら役割を問いただし、議会の活性化を図る契機であると考え。定数削減により市民の声が届きにくくなる懸念もあるが、一般質問の質の向上やテクノロジーを積極的に取り入れることで、広範かつ詳細に市民のニーズを酌み取ることが可能になると思う。

反対討論（安永 友則議員）

議員定数は合併以降、当初の24名から削減をしてきて現在の16名になっている。この16名が適正なのかをまず議論しなければならない。また、地域には様々な問題があり、市民の意見も聞かなければならない。そういったことを合併以降、様々な激論を飛ばしながら、今の16名になった。1名削減でいいのか、また、地域によっては議員が欲しいところもある。そこを全員で議論し、定数はどれが適当なのか決めていかなければならないと思う。

反対討論（弓削田 敬議員）

今の宮若市議会には、いかにして市民の付託に応え質の高い議会をつくるかどうかという質の議論が必要である。本案は提案時期には課題があり、質の議論を行う時間はないと考えている。議員定数という重要課題だからこそ、新しく選出される議員が次期議会において改めて特別委員会を設置し、市民の声を聞きながら時間をかけて質の議論をするべきである。

3 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第1号	宮若市教育委員会の委員の任命について	原案同意
同意第2号	宮若市教育委員会の委員の任命について	原案同意

委員会報告

2月定例会



委員長 谷口 重隆

宮若市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

令和8年4月1日から、市町村が所掌する乳児等通園支援事業を、市内保育施設において開始することに伴い、国の基準に準じて、本市における事業運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

主な質疑

・市内でのどのくらいの事業所が対象になるのか。

・子供を預けるときの申請手続きは。

答弁

・現在のところ、認可申請を予定している事業者は、1園のみ。

・国の総合支援システムを利用し、オ

ンラインで利用手続きを行うことになる。

全会一致で可決

宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、地域限定保育士制度が一般制度化されたこと等に伴い、本市条例においても所要の改正を行うもの。

質疑なし

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告 1

第1期宮若市子ども計画の策定に

ついで

本計画は、こども施策の包括的な基本法であるこども基本法第10条第2項

に基づき策定したもので、同条第5項の規定により、「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び昨年度に策定した「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ一体的な内容となっております。

12月26日まで宮若市自治基本条例に基づくパブリックコメントを実施し、18件のご意見をいただいています。

計画期間については、昨年度に策定した「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」の終期が令和11年度末であるため、これと一体化した本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年計画としています。

本計画の概要ですが、第1章では「総論」とし、計画策定の趣旨や計画の位置付け、期間等について定めています。

計画期間については、昨年度に策定した「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」の終期が令和11年度末であるため、これと一体化した本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年計画としています。

第2章は「宮若市の現状と課題」、第3章では「具体的な施策・事業」とし、「みらいを担うこども達がやさしさと共にわくわくする夢をかなえるまちみやわか」を基本理念として、妊娠前、妊娠期からの保健・医療等の確保、幼児教育・保育の充実、就学後の学力向上や豊かな心の醸成を目指し、また、児童虐待の予防と防止、こどもの貧困対策、ひとり親や障がいのあるこどもやその家庭への支援等を明記しています。

本計画の策定に当たっては、令和6年度に、15歳から39歳までの市民1,500名、市内の小中学生とその保護者1,738名に対してアンケート調査を実施するとともに、市内2校の中学校生徒会の協力を得て、こども施策のための意見を聴取するなど、計画に関わる当事者からの幅広い意見聴取に努めてきました。

第4章は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等」として、昨年度策定しました「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を要約したものとなっております。

また、これらの調査結果を反映させた計画案を、子育て支援従事者や学識経験者、就学前の児童及び小中学生の保護者などで構成する「宮若市子ども・子育て会議」において審議していただきました。さらに、昨年11月27日から

今後は、本計画に基づき、こどもの育成支援や貧困対策、少子化対策などのこどもに関する様々な課題に対して、総合的に施策を実施していくとともに、効率的な進捗管理等を行って

きます。

◆市長報告 2

宮若市新型インフルエンザ等対策 行動計画の変更について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項において、市町村は、都道府県が作成する行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成することとされています。

先般の新型コロナウイルス対応を通じて、事前の備えや柔軟な対応、情報発信等の重要性が強調され、関係法令に改正がなされたことに伴い、令和6年7月、国が作成する政府行動計画に抜本的な改定が行われました。これを受けて、福岡県が作成する行動計画も令和7年3月に変更されたことから、本市においても、平成26年度に策定した「宮若市新型インフルエンザ等対策行動計画」を変更したものです。

市の計画の変更にあたっては、国のガイドラインののっとり、特措法の規定に基づく学識経験者への意見聴取と

して、直方鞍手医師会及び嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の意見を伺い、県行動計画との整合性を図りながら、取り組んできました。

変更後の計画では、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること、また、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、準備期、初期、対応期の各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めています。

今後も、市民に対して、感染予防策やワクチン接種の重要性を周知する等、情報提供の強化を図るとともに、関係機関との連携強化に努めていきます。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/>



次回の定例会は

6月12日(金) 開会予定です。



皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、宮若市のホームページに掲載しています。
小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR
1. 藤春 優二	1. 宮若市ワンヘルス推進宣言について	
2. 山元 秀一	1. 若者の学びの支援と育成について 2. 健全な福祉環境・施策の確立について 3. 地方公共団体の信頼確保（コンプライアンス）について	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

宮若市ワンヘルス推進宣言について



藤春 優二

問 本市は宣言の中で、福岡県行動計画への連携のみならず、市民への周知と理解の促進、さらには「実践活動に対する必要な支援を行う」と明記している。宣言から今日まで、本市はこのワンヘルスの理念をどのように施策に反映させ、具体的にどのような支援を行ってきたのか、これまでの取組成果を伺う。

答 市長

ワンヘルスとは、人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉え、一体的に守っていくという考え方であり、本市が目指す持続可能な地域社会の実現において、極めて重要な視点であると認識しています。

また、感染症対策、

環境保全、食の安全など、多岐にわたる課題に対し、各分野の横断的な連携を通じて取り組むべき重要な理念であり、令和6年に策定した第2次宮若市環境基本計画には、ワンヘルスの考え方も踏まえた環境に関する総合的な取組の推進について定めています。

本市の取組としては、まず公衆衛生の観点から申し上げますと、人と動物の共通感染症対策の啓発に努めており、具体的には、狂犬病予防接種の徹底や、県保健所等と連携し、適正飼養の啓発活動、ペットを飼う上でのマナー指導を行っています。さらに、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑制し、生活環境被害の軽減を図るため、「飼い主のいない猫不

妊去勢手術費補助金制度」を設けるなど、人と動物が共に安全に暮らせる地域社会を築くための取組を進めています。

また、環境保全の観点からは、ごみの減量化や資源の有効活用としてのリサイクルの推進、そして地球温暖化対策として再生可能エネルギーの利用促進など、持続可能な社会の実現に向けた環境負荷の低減にも取り組んでいます。

今後、ワンヘルスの理念に基づき、県や関係機関、そして地域の皆様との連携を一層深めながら、人間の健康、動物の健康、そして環境の健全性、これら全てが調和した、より安全で健康的な地域社会の実現に向け、取組を推進していきます。

若者の学びの支援と育成について 健全な福祉環境・施策の確立について 地方公共団体の信頼確保(コンプライアンス)について



山元 秀一

問 学ぶ意欲のある若者に対する奨学金制度の給付型及び返済免除規定の創設、あるいは、奨学金返済支援や若者の再学習への支援について伺う。

答 教育長

奨学金制度における経済的支援については、高校や大学、専門学校等への進学を志す若者に対し貸付型の奨学金制度を実施しています。

しかしながら、近年の社会状況や教育環境の変化に伴い、進学を希望する若者をより積極的に支援する観点から、幅広い制度の検討を行っています。

若者の再学習支援については、奨学金制度の適用も有効な手段の一つですが、本市としては、国の教育訓練給

付制度等の情報を提供といった制度の周知に努めていきます。

問 中学生の部活動のあり方について伺う。

答 教育長

少子化の進展や学校における働き方改革により、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、国において部活動の地域展開が進められています。

本市においても、その趣旨を踏まえ、現在関係機関との協議や実施手法等の検討を行っているところ です。

問 福祉施設において高齢者虐待が疑われる事案がある。適切な対応がなされているのか。また、高齢者の権

利利益の擁護という観点において市の責務を伺う。

答 市長

福祉施設において虐待が疑われる事案を把握した際には、介護保険法等に基づき、県と連携して速やかに立入調査を行い、虐待が認められた場合は、当該施設に対して改善計画書を提出させる等、再発防止のための必要な指導を行います。指導後においては、改善計画の履行状況について、一定期間、継続的なモニタリングを実施し、再発防止と事業者の義務の徹底を図ります。

高齢者が人として尊重され、安心して地域で生活を継続できるよう支援することが、市の重要な責務であると認識しています。



議会広報調査特別委員会



神谷芳之	遠藤大祥	副委員長 弓削田敬	浅尾加奈子	清水健太郎	委員長 舌間正治	竜口浩一郎
------	------	--------------	-------	-------	-------------	-------

編集後記

市内を彩る桜たち。毎年この季節になると新たな始まりを実感します。小学校へ小さな体で大きなランドセルを背負い、元気に入学した子供たちも、やがてそれぞれの花を咲かせ、大きく羽ばたいてくれることと願っています。

また、宮若市議会も改選され、新しいスタートを切りました。桜や子供たちのように、しっかりと根を張り、未来に向けて大きく花開くまちづくりを目指してまいります。

そして、この「みやわか市議会だより」を通じて、皆様の日常の会話の中に、少しでも市議会の話題という花が咲けば幸いです。

ぜひ、お気軽にご意見・ご感想をお寄せいただきませうようしくお願い致します。

舌間 正治

議会広報調査特別委員会

委員長	舌間正治
副委員長	遠藤大祥
委員	竜口浩一郎
委員	清水健太郎
委員	弓削田敬
委員	神谷芳之
委員	浅尾加奈子